

次世代育成支援検討委員会設置要綱

平成 21 年 3 月 1 日
20 福保子計第 939 号
福祉保健局長決定

(目的)

第 1 次世代育成支援東京都行動計画（後期計画）の策定に当たって、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 9 条第 3 項の規定に基づき都民の意見を、また、同条第 4 項の規定に基づき事業主及び労働者その他の関係者の意見を反映させる必要があるため、次世代育成支援検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 検討委員会は、次の事項を検討する。

- (1) 次世代育成支援東京都行動計画（後期計画）の内容に関すること。
- (2) その他必要な事項

(検討委員会の構成)

第 3 検討委員会は、学識経験者、企業、労働者団体、教育関係者、地域活動団体の関係者及び公募都民等、16 名以内の委員で構成する。

2 検討委員会に会長 1 名を置く。

3 会長は委員の互選により選任する。

(委員の委嘱)

第 4 委員は、局長が委嘱する。

(委員の任期)

第 5 委員の任期は、委嘱の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集等)

第 6 検討委員会は、会長が招集し、主宰する。

2 会長は、第 3 に定める者のほか、必要があると認めるときは、関係者等を参考人として招致することができる。

(庶務)

第 7 検討委員会の庶務は、東京都福祉保健局少子社会対策部計画課において行う。

(雑則)

第 8 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

1 この要綱は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 85 号）附則第 1 条第 1 項第 2 号に規定する政令で定める日から施行する。

2 この要綱は、平成 22 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。